

原子力発第12233号
平成25年 1月23日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの申請に
係る当面の取扱いに関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの申請に係る当面の取扱いに関して、平成25年1月23日付けで原子力規制委員会から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

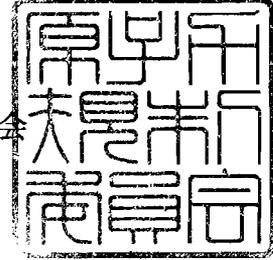
敬 具



原管P発第 130121001 号
平成 25 年 1 月 23 日

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭 殿

原子力規制委員会



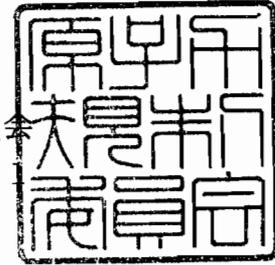
実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの申請
に係る当面の取扱いについて（指示）

実用発電用原子炉施設における高経年化対策に係る申請の当面の取扱いについて、原子力規制委員会は、別紙（NRA-10b-13-001）のとおり実用発電用原子炉を設置する者に対して、高経年化対策に係る保安規定変更認可申請の時期の変更を求めることといたしました。つきましては、貴社におかれましても、別紙に従い所要の対応をするようお願いいたします。

原管P発第 130121001 号
平成 25 年 1 月 23 日

実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの申請
に係る当面の取扱いについて（指示）

原子力規制委員会
NRA-10b-13-00



原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、実用発電用原子炉施設における高経年化対策に係る当面の取扱いについて、今般の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の改正を踏まえた高経年化対策制度に係る必要な対応を検討するため、実用発電用原子炉を設置する者に対し、以下の対応を求めることとする。

なお、当該高経年化対策制度に係る必要な対応については改めて指示を行うこととする。

記

原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行日（平成 24 年 9 月 19 日から起算して 10 月を超えない範囲内において政令で定める日。以下「改正法施行日」という。）までの間に、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉則」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、実用炉則第 11 条の 2 に規定する長期保守管理方針に係る保安規定変更認可申請を予定している実用発電用原子炉を設置する者は、当該申請の時期について、実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイドライン（平成 23 年 5 月 6 日最終改正）の規定によらず、改正法施行日以後の当委員会が改めて指示する時期とすること。